1. 札幌市議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による本市議会の議決すべき事件 は、電力報償契約の締結又は解除とする。

2. 仙台市議会の議決事件に関する条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づく議会 の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところに よる。

(議決すべき事件)

第二条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

- 一 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画又は市 政の基本的な施策に係る計画のうちその計画期間が十年以上であるもので次に掲げるもの の策定、変更又は廃止
- イ 仙台市基本計画(仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。)
- 口 仙台市環境基本計画(仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号)第八条第一項 に規定する仙台市環境基本計画をいう。)
- 二 姉妹・友好都市の提携

3. さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、さいたま市議会基本条例(平成 21 年さいたま市条例第 55 号)第 25 条 の規定の趣旨にのっとり、市行政における基本的な計画の策定等を地方自治法(昭和 22 年 法律第 67 号) 第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件等として定め、二元代表 制の下に議会と市長が等しく市民の負託に対する責務を果たすことにより、市行政の総合 的かつ計画的な推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 市行政における基本的な計画 基本計画、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計 画をいう。
- (2) 基本計画 基本構想(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想をいう。)に基づき 市の行政分野の全般にわたる政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計 画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画に基づき市の行政分野の全般にわたる具体的な事務事業の実施 に関して体系的に定める計画をいう。
- (4) 各行政分野に係る基本的な計画 市行政の各分野に係る政策及び施策並びにこれら の基本的な方策等を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもののうち、市行政 の運営上特に重要なもの(法令又は他の条例の規定により議会の議決、議会の承認、議会へ の報告等の手続が定められているものを除く。)をいう。

(議会の議決及び議会への報告)

- 第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
- (1) 基本計画を策定し、又は変更すること。
- (2) 基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。
- (3) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体(外国の地方公 共団体を含む。)**と提携をし、又はこれを解消**すること。
- (4) 都市宣言(市の対処すべき重要な課題等について、市の意思や主張を内外に宣明し、 市政運営上の根幹として方向付けをするものをいう。)を制定し、又は改廃すること。
- 2 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)は、実施計画又は各行政分野に係る基 本的な計画を策定し、変更し、又は計画期間の満了前に廃止しようとするときは、あらか じめ議会と協議の上、その概要を議会に報告しなければならない。
- 3 市長等は、次に掲げる契約等をしようとするときは、その相手方となるべき者を定める 前に、議会と協議の上、当該契約等の概要を議会に報告するものとする。
- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117号)第9条の規定により議会の議決に付すことが見込まれる特定事業の契約

- (2) さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議会の議決に付すべき契約となることが見 込まれる契約
- (3) さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の 規定により議会の議決に付すべき財産の取得又は処分となることが見込まれる財産の取得 又は処分
- (4) 普通財産の交換、譲与又は時価よりも低い価額による譲渡(さいたま市財産の交換、 譲与、無償貸付等に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 76 号)に基づき行うものを除 < 。)

(実施状況の報告)

- 第 4 条 市長は、毎年度、前年度中の基本計画の実施状況を議会に報告しなければならな 11
- 2 議会は、市行政の総合的かつ計画的な推進のために必要があると認めるときは、市長等 に対し、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画の実施状況の報告を求めることがで きる。

(市長等に対する意見等)

- 第 5 条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、市行政における基本的な計画を変 更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長等に対し、意見 を述べることができる。
- 2 市長等は、前項の規定により意見が述べられたときは、議会に対し、当該意見に対する 見解を述べることができる。

4. 千葉市議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他 の条例に定めるもののほか、**基本計画**(千葉市基本構想に基づく基本的な計画で、市政全般 に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変 更又は廃止とする。

5. 川崎市議会基本条例

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとす る。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又 は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変 更
- (3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

- 6. 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(横浜) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第8条第5項の規定により人事委員会の喚問 する証人の費用弁償に関すること。
- (2) 長期にわたる重要事業の計画決定に関すること。

8. 新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は,地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 96 条第 2項の規定に基づき市議会の議決に付すべき事件を定めるとともに、次条第1号に規定する 基本計画への市議会の関与に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決に付すべき事件)

第2条 次に掲げる事件については、市議会の議決を経なければならない。

- (1) 基本計画(法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で,市 政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下 同じ。)の策定,変更又は廃止
- (2) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により定める都市計画に関す る基本的な方針の策定,変更又は廃止

(平 20 条例 3·一部改正)

(実施状況の報告)

第3条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市議会に報告しなければならない。 (市長への意見)

第4条 市議会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本計画の策定、変更又は廃止をす る必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

9. 浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市政に係る重要な計画の策定、変更又は廃止について議会の議決又 は議会への報告を義務付けること等により、市政の計画の段階における議会の監視機能を 高めるとともに、当該計画の策定段階から広く市民の意見を反映するため議会が積極的な 役割を果たすことを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 市政に係る重要な計画 基本計画、実施計画及び市の基本的な施策に関する計画等を いう。
- (2) 基本計画 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する基本構想に基 づき、市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

- (3) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき市又は区の行政分野全般に係る具体的な 事務事業の実施に関して定める計画をいう。
- (4) 市の基本的な施策に関する計画等 市の基本的な施策に関する計画又は指針のうち、 計画又は指針の策定又は変更に当たり、当該計画又は指針についてあらかじめ案を公表し、 市民等から意見を募集するものをいう。ただし、第2号に該当するものを除く。

(議会の議決)

第3条 市長は、基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決 を経なければならない。

(議会への報告)

- 第4条 市長その他の執行機関は、市の基本的な施策に関する計画等を策定し、又は変更 しようとする場合において、当該市の基本的な施策に関する計画等について案を公表し、 市民等から意見を募集しようとするときは、あらかじめ、策定の目的又は変更の理由及び その概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。
- 2 市長その他の執行機関は、実施計画又は市の基本的な施策に関する計画等の策定、変更 又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第 5 条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の策定、変 更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対して意見を申し出ることができる。 (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

10. 市会の議決すべき事件等に関する条例(名古屋)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第96 条第 2 項の規定に基づき、市会において議決すべき事件を定めるとともに、次条第 1 号に 規定する基本的な計画の立案段階から市会が積極的な役割を果たすことにより、もって市 民の視点に立った効果的な行政の推進に資することを目的とする。

(議決すべき事件)

第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおり とする。

- (1) 総合計画(自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき、長期的な展望に立った 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。 以下同じ。)の策定、変更(軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止
- (2) 名古屋港管理組合設立に伴い、名古屋市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職 員の身分、財産等に関する協定

(立案過程における報告)

第3条 市長は、総合計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、 総合計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を所管の常任委員会に報告しなけ ればならない。

(実施状況の報告)

第 4 条 市長は、毎年度、総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を市会に報告 しなければならない。

(市長への意見)

第 5 条 市会は、社会経済情勢の変化等の理由により、総合計画の変更又は廃止をする必 要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる

11. 京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき市会 の議決に付すべき事件を定めるとともに、次条第 1 号に規定する基本計画への市会の関与 に関し必要な事項を定めるものとする。

(市会の議決に付すべき事件)

第2条 法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は,次のとおりとする。

(1) 基本計画(法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で,市 政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定,変更又は廃止

(2) 姉妹都市盟約の締結

(基本計画の実施状況の報告)

第3条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。 (市長への意見)

第4条 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本計画の策定、変更又は廃止をする 必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

13. 堺市議会の議決すべき事件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件とともに議会へ報告すべき案件について定めるも のとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。

- (1) 基本計画(法第2条第4項に規定する基本構想を実現するための市政全般に係る基本 的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。以下同じ。)**の策定及び改廃**
- (2) 姉妹都市又は友好都市の提携及びその提携の解消
- (3) 都市宣言の制定及び改廃
- (4) 市民憲章の制定及び改廃

(議会へ報告すべき案件)

- 第 3 条 市長その他執行機関の長は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるものを 策定又は改廃した場合は、これを議会に報告しなければならない。
- (1) 実施計画(基本計画で示された基本的施策を行財政運営上効果的かつ効率的に実施す るために定める計画をいう。以下同じ。)
- (2) 本市の基本的な施策に関する計画(前号の実施計画を除く。)、指針等で、パブリック コメント(市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例等を立案する過程におい て、これらの案の趣旨、内容等を公表し、当該案について市民等から意見を収集すること をいう。)を実施したもの

(基本計画の状況報告)

第4条 市長は、毎年度、基本計画の進捗^{5ょく}状況を議会に報告しなければならない。

15. 市議会の議決すべき事件に関する条例(岡山)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基き、市議会の議決を経なけれ ばならない事件を次のとおり定める。

(1) 港湾法に基づく地方港湾の港湾区域の変更及び管理の廃止に関すること。

16. 議会の議決すべき事件に関する条例(広島)

議会の議決すべき事件に関する条例(昭和24年9月12日広島市条例第46号)の全部を改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、広島市基本計画(本市の基本構想(同法第2条第4項の基本構想をいう。)を達成するための施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の決定、変更又は廃止とする。

17. 北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市行政に係る重要な計画の策定、変更及び廃止について議会の議決を経ること又は議会への報告を義務付けること等により、市行政の計画の段階における議会の監視機能の強化を図り、もって市民の視点に立った透明性の高い市行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 市行政に係る重要な計画 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する基本構想(次号において「基本構想」という。)、基本計画、実施計画及び各行政分野における基本的な計画をいう。
- (2) 基本計画 基本構想に基づき市の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画に基づき市の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。
- (4) 各行政分野における基本的な計画 各行政分野における政策の基本的な計画のうち、 その策定又は変更をしようとする場合において、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条に規定する手続に準ずる手続を実施するもの(法令又は他の条例の規定に基づき、当該手 続と同様の手続を実施するものを含む。)をいう。

(議会の議決)

第3条 市長は、**基本計画の策定、変更又は廃止**に当たっては、あらかじめ議会の議決を 経なければならない。

(議会への報告)

第4条 市長その他の執行機関は、実施計画又は各行政分野における基本的な計画の策定、 変更又は廃止をしたときは、遅滞なくこれを議会に報告しなければならない。

2 市長その他の執行機関は、市行政に係る重要な計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、策定の目的又は変更の理由及びその概要を議会において所管の常任委員会に報告しなければならない。

(意見の申出)

第 5 条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の策定、変 更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。

18-1 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例(福岡) 昭和32年8月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基き、議会の議決すべき事件 を次のように定める。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項の法人に対する出資及び市が 出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること。
- (2) 公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること。

18-2 福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例

平成 18 年 6 月 22 日

(目的)

第1条 この条例は、市行政に係る重要な計画の策定、変更及び廃止について議会の議決 又は議会への報告を義務付けること等により、市行政の計画の段階における議会の監視機 能を強化するとともに、市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進することを目的と する。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 市行政に係る重要な計画 基本計画,実施計画及び各行政分野における基本的な計 画をいう。
- (2) 基本計画 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する基本構想 に基づき市又は区の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める 計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画に基づき市又は区の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実 施に関して定める計画をいう。
- (4) 各行政分野における基本的な計画 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3 号) 第36条第2項第1号に規定する各行政分野における政策の基本的な方針又は計画をい う。

(議会の議決及び議会への報告)

- **第3条** 市長は、**基本計画の策定、変更又は廃止**に当たっては、あらかじめ、議会の議決 を経なければならない。
- 2 市長その他の執行機関は、実施計画又は各行政分野における基本的な計画の策定、変 更又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、実施計画又は各行政分野における基本的な計画の策定又は 変更をしようとするときは、あらかじめ、その立案過程において、策定の目的又は変更の 理由及びその概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条 市長は、毎年度、基本計画に係る実施状況を議会に報告しなければならない。 (意見の申出)

第5条 議会は、市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の策定、変 更又は廃止の必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。